

科学技術イノベーション創出に向けた  
大学フェローシップ創設準備事業  
(キャリアパス確保に向けた体制整備事業)

審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和3年4月

## 1. 審査体制

文部科学省において、有識者等によって構成される「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設準備事業委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、審査を行います。

「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設準備事業（以下、「本事業」という。）」の審査は、委員会の各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

## 2. 審査方法

### (1) 書面審査

- ・書面審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関（以下「申請機関」という。）から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」に基づき審査を行い、採点します。
- ・委員会は、審査に必要な場合、申請機関に対して追加資料の提出を求めることができることとします。

### (2) 面接審査

- ・面接審査は、必要に応じて実施することとし、申請機関がプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に際し、後述の「3. 審査の観点」に基づき審査を行い、採点します。

### (3) 合議審査

- ・審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補の機関を決定します。
- ・委員会は、申請書の内容修正等を条件として、選定候補の機関とすることができることとします。

### (4) 選定機関の決定

- ・文部科学省において、申請計画及び事業全体での予算額等を踏まえ、委員会の審査結果の原則上位から選定機関を決定します。
- ・なお、委員会の審査において、申請計画の特定の取組について指摘があった場合には、補助金を減額することがあります。

### 3. 審査の観点

#### (1) 事業計画の妥当性

- ・申請機関が提案する計画は、本事業の目的である「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業（以下、「創設事業」という。）に選定された、各大学における博士後期課程学生の将来的なキャリアパス確保に資する内容となっているか。

#### (2) 事業計画の実現可能性

- ・本事業における取組、マッチング機能等の拡充を円滑に遂行するために、実現可能な実施体制になっているか。
- ・本事業における好事例・取組例の情報収集、マッチング機能等の拡充に関して、実現可能なスケジュールになっているか。
- ・本事業を継続的に実施するための実施体制になっているか。

#### (3) 本事業で収集する情報量の充実・ウェブサイトの利便性

- ・本事業の実施にあたって、前提となる創設事業を含む博士後期課程学生支援に関する知見や実績を有しているか。
- ・過去に文部科学省等公的機関において類似の事業を実施していた場合、その実績を踏まえて事業を効果的に実施する内容となっているか。
- ・博士後期課程学生のキャリアパス確保に関連する各大学や民間企業等の情報量とその内容は、具体的かつ効果的なものとなっているか。
- ・ウェブサイト構築に関する知見や実績を有しているか。

#### (4) マッチング機能等の拡充

- ・求人ポータルサイトの運営に関する知見や実績を有しているか。
- ・博士後期課程学生をはじめとする研究人材の採用動向等に関する知見や実績を有しているか。
- ・マッチング機能の拡充の内容は、具体的かつ効果的なものとなっているか。
- ・マッチング機能は、利用する創設事業の大学・企業等の関係者が利用し易い設定となっているか。

#### (5) 申請経費

- ・申請経費は適正な積算が行われているか。

#### 4. その他

##### (1) 審査の開示・非開示

- ・ 委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・ 審査の途中経過についての問い合わせには、一切応じられません。
- ・ 選定機関については、決定後、文部科学省のホームページ等を通じて公表します。
- ・ 委員の氏名については、各年度における本事業に係る審査が終了した時点で公表します。

##### (2) 委員の遵守事項

###### ①利害関係者の排除

- ・ 申請された機関や取組と利害関係のある委員は、本事業の業務委託先に設置する事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わることができないこととします。

###### <利害関係の範囲>

- ・ 委員が申請された取組の参加者となっている場合
- ・ 委員と親族関係にある者が申請された取組の参加者となっている場合
- ・ 委員が、申請機関の役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと、委員会又は当該委員自ら判断する場合

###### ②秘密保持

- ・ 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければなりません。